

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市内の家庭ごみのごみステーションへの排出に用いる家庭用ごみ袋(以下「家庭用ごみ袋」という。)の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(家庭用ごみ袋の規格等)

第2条 家庭用ごみ袋の種類は次に掲げるとおりとし、その規格は別表のとおりとする。

- (1) 姫路市可燃ごみ専用指定袋
- (2) 姫路市プラスチック製容器包装指定袋
- (3) 姫路市ミックスペーパー推奨袋

(認定の申請)

第3条 家庭用ごみ袋の製造又は加工(以下「製造等」という。)をしようとする者(以下「製造者等」という。)は、姫路市家庭用ごみ袋製造等認定申請書を提出し、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 申請者が個人である場合は、履歴書及び住民票の写し
- (3) 検査結果書(次条の規定により受検した検査の結果を記録したもの)
- (4) 商品見本及び仕様書
- (5) 販売ルート及び販売店一覧表
- (6) 他都市の認定等を受けている場合は、認定書等の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(検査の受検)

第4条 前条第1項の申請をしようとする者は、あらかじめ、家庭用ごみ袋の厚さ及び引張強度について、当該申請者及びその者に関連する組織以外の第三者検査機関において、検査を受けなければならない。

(申請内容の審査)

第5条 市長は、第3条第1項の申請があったときは、申請書類により当該申請に係る家庭用ごみ袋が別表に定める規格に適合するかどうかを審査し、家庭用ごみ袋の規格に適合しているときは、当該家庭用ごみ袋について認定するものとする。

(認定書の交付)

第6条 市長は、前条の規定により認定したときは、申請者に姫路市家庭用ごみ袋製造等認定書(以下「認定書」という。)を交付するものとし、認定しないときは、申請者に姫路市家庭用ごみ袋製造等不認定通知書により通知するものとする。

2 認定書には、認定番号を付するものとする。

(製造者等の責務)

第7条 第5条の認定を受けた製造者等(以下「認定製造者等」という。)は、家庭用ごみ袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売が行われるように努めなければならない。

2 認定製造者等は、家庭用ごみ袋の全市的な普及と市民の購入の利便を図るため、市内の販売店を確保するよう努めるものとする。

(認定の表示)

第8条 認定製造者等は、家庭用ごみ袋の製造等をしようとするときは、袋本体及び包装用外袋の表面に認定番号を表示しなければならない。

(認定の変更)

第9条 認定製造者等は、認定を受けた家庭用ごみ袋の仕様を変更しようとするときは、姫路市家庭用ごみ袋製造等変更認定申請書を提出し、市長の認定を受けなければならない。

2 認定製造者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により証明書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名(法人にあっては名称若しくは代表者の氏名)又は住所を変更したとき。
- (2) 販売ルート又は販売店を変更したとき。

(改善等の指示及び認定の取消し)

第10条 市長は、認定製造者等が製造等をする家庭用ごみ袋が別表に規定する規格に適合しないと認めるときは、その改善等を指示するものとする。

2 市長は、認定製造者等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、認定を受けたとき。
- (2) 前項の指示に従わないとき。

3 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該認定を取り消した製造者等に姫路市家庭用ごみ袋製造等認定取消書により通知するものとする。

(製造者等の名称の公表)

第11条 市長は、[第5条](#)の規定により認定したときは、当該認定製造者等の氏名又は名称、住所、認定番号等を公表するものとする。

2 市長は、[前条第2項](#)の規定により認定を取り消したときは、当該認定を取り消した製造者等の氏名又は名称、住所、認定番号等を公表するものとする。

(家庭用ごみ袋の製造等の廃止)

第12条 認定製造者等は、[第5条](#)の規定により認定を受けた家庭用ごみ袋の製造等を廃止しようとするときは、姫路市家庭用ごみ袋製造等廃止届に認定書を添えて市長に届け出なければならない。

(家庭用ごみ袋の規格の変更)

第13条 市長は、[別表](#)に定める家庭用ごみ袋の規格を変更するときは、あらかじめ認定製造者等に通知しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の規定による家庭用ごみ袋の規格の変更により、既に認定を受けた家庭用ごみ袋が当該変更後の規格に適合しなくなるときは、市長の定める期間が経過した後に当該家庭用ごみ袋の認定の効力を失わせるものとする。

(委任)

第14条 [この規則](#)の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 [この規則](#)は、平成17年4月1日から施行する。

(3町の編入に伴う経過措置)

2 夢前町、香寺町及び安富町の編入(以下「編入」という。)の日前に旧夢前町家庭用指定ごみ袋の認定に関する規則(平成17年夢前町規則第19号。以下「旧夢前町規則」という。)、旧香寺町家庭用推奨ごみ袋の認定に関する規則(平成17年香寺町規則第2号。以下「旧香寺町規則」という。)又は旧安富町家庭用指定ごみ袋の認定に関する規則(平成18年安富町規則第1号。以下「旧安富町規則」という。)の規定によりなされた認定若しくは指示又は申請は、[この規則](#)の相当規定によりなされた認定若しくは指示又は申請とみなす。

3 編入の日前に旧夢前町規則第6条、旧香寺町規則第6条又は旧安富町規則第6条の規定により交付された認定書は、[第6条](#)の規定により交付された認定書とみなす。

4 編入前の夢前町、香寺町及び安富町の区域内の家庭ごみのごみステーションへの排出に用いる家庭用ごみ袋の種類及び規格については、[この規則](#)の規定にかかわらず、当分の間、それぞれ旧夢前町規則、旧香寺町規則又は旧安富町規則の例による。

附 則(平成18年3月27日規則第69号)

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

2 この規則による改正後の姫路市家庭用ごみ袋の認定に関する規則別図の規定は、この規則の施行の日以後に製造される家庭用ごみ袋について適用し、同日前に製造された家庭用ごみ袋については、なお従前の例による。

別表(第2条、第10条、第13条関係)

家庭用ごみ袋の規格等

1 姫路市可燃ごみ専用・プラスチック製容器包装指定袋

		大(45l)	中(30l)	小(20l)
形状		平袋型及び手提げ型	手提げ型	手提げ型
寸法	縦	原則として 800mm	原則として 700mm	原則として 600mm
	横	原則として 650mm (手提げ型の場合、ガゼット部分を含む。)	原則として 550mm (ガゼット部分を含む。)	原則として 450mm (ガゼット部分を含む。)
	厚さ	0.025mm以上		
材質		高密度ポリエチレン		
強度		○引張強度 縦方向 200kgf/cm ² 以上 横方向 200kgf/cm ² 以上		

印刷等	<ul style="list-style-type: none"> ○袋本体の色は、下記のとおりとする。 可燃ごみ 無色半透明 プラスチック製容器包装 緑色半透明(DIC 18版17) (※内容物が目視で識別できる程度の透明性を有するものとする。) ○文字等の大きさ、レイアウト等は、おおむね別図にならうこととする。 ○文字等の色は片面印刷1色刷りで、色は下記の色又はそれに相当するものとする。 可燃ごみ 紅色(DIC 18版194) プラスチック製容器包装 藍色(DIC 18版255) ○印刷の強度 水をつけた手でもんでもインクのはく離がなく、またセロテープを印刷面につけてもインクのはく離がないこと。 ○印刷事項 手揚げ型：別図1(1)及び(2) 平袋型：別図2(1)及び(2) その他生産国に関する表示は認める。
包装要領	包装用外袋には、取出口をミシン目加工又は切り取り線の印刷等で表示し、1枚ずつ取り出しやすいように折りたたむ。
包装用外袋	<ul style="list-style-type: none"> ○無色透明・片面印刷で文字等の色を指定する。(家庭用ごみ袋に同じ。) ○材質は、ポリエチレン又はポリプロピレンとする。 ○文字等の大きさ、レイアウト等は、おおむね別図3(1)及び(2)にならうこととする。 ○印刷事項 別図3(1)及び(2)のとおり(製造者名は必ず表示すること。) その他バーコード及び生産国に関する表示は認める。

2 姫路市ミックスペーパー推奨袋

形状	手揚げ型
材質	クラフト紙 (再生に支障のない素材とする。)
寸法	縦 470mm(許容差=±10mm) 横 340mm(許容差=±10mm) マチ 150mm(許容差=±10mm)
強度	<ul style="list-style-type: none"> ○2kg程度の重量に耐えること。 ○少雨に耐久性があること。
印刷等	<ul style="list-style-type: none"> ○文字等の大きさ、レイアウト等は、おおむね別図にならうこととする。 ○文字及びイラストの色は両面印刷1色刷りで、色は下記の色又はそれに相当するものとする。 緑色(DIC 18版172) ○印刷の強度 水をつけた手でもんでもインクのはく離がなく、またセロテープを印刷面につけてもインクのはく離がないこと。 ○印刷事項 別図4のとおり その他バーコード及び生産国に関する表示は認める。

(別図)

1 姫路市家庭用ごみ袋デザイン(手揚げ型)

(1) 姫路市可燃ごみ専用指定袋

(姫路市認定)推第 号)

姫路市 可燃ごみ専用指定袋 (家庭用・※)

가연 쓰레기 可燃垃圾
Burnable Garbage
Lixos queimáveis Rác cháy được

注 意

- ※ この袋で事業系のごみは出せません。
- ※ 可燃ごみ以外は、入れないでください。
- ※ 生ごみは、水分をよく切ってから入れてください。
- ※ 古紙類(新聞紙・ダンボール・雑誌類)はこの袋で出さずに集団回収又は粗大ごみに出してください。
- ※ 決められた日に決められた場所に出してください。
- ※ この袋でプラスチック製容器包装やミックスペーパーは出せません。

取扱い上の注意

備考

- ・文字等の色は、紅色(DIC 18版194 又はこれに相当する色)とする。
- ・※には袋のサイズにより、大、中又は小の表示をすること。
- ・規定以外の表示を行う場合は、事前に市長と協議すること。

(2) 姫路市プラスチック製容器包装指定袋

(姫路市認定リ推第 号)

姫路市 プラスチック製容器包装 指定袋 (家庭用・※)

플라스틱제 용기포장

塑料制容器包装

Plastic containers and packages

Recipientes e embalagens de plástico “Bao gói, Bình-hp đựng bằng nhựa”



注 意

- ※ この袋で事業系のごみは出せません。
- ※ 上のマークの入った容器包装を入れてください。
- ※ ペットボトルはこの袋で出さずに粗大ごみに出してください。
- ※ 食品残さが付着したような汚れたプラスチック製容器包装はこの袋で出さずに可燃ごみに出してください。
- ※ 決められた日に決められた場所に出してください。
- ※ この袋で可燃ごみやミックスペーパーは出せません。

取扱い上の注意

備考

- ・文字等の色は、藍色(DIC 18版255 又はこれに相当する色)とする。
- ・※には袋のサイズにより、大、中又は小の表示をすること。
- ・規定以外の表示を行う場合は、事前に市長と協議すること。

2 姫路市家庭用ごみ袋デザイン(平袋型)

- (1) 姫路市可燃ごみ専用指定袋

(姫路市認定リ推第 号)

姫路市 可燃ごみ専用指定袋 (家庭用・大)

가연 쓰레기

可燃垃圾

Burnable Garbage

Lixos queimáveis

Rác cháy được

注 意

- ※ この袋で事業系のごみは出せません。
- ※ 可燃ごみ以外は、入れないでください。
- ※ 生ごみは、水分をよく切ってから入れてください。
- ※ 古紙類（新聞紙・ダンボール・雑誌類）はこの袋で出さずに集団回収又は粗大ごみに出してください。
- ※ 決められた日に決められた場所に出してください。
- ※ この袋でプラスチック製容器包装やミックスペーパーは出せません。

取扱い上の注意

備考

- ・文字等の色は、紅色(DIC 18版194 又はこれに相当する色)とする。
- ・規定以外の表示を行う場合は、事前に市長と協議すること。

(2) 姫路市プラスチック製容器包装指定袋

(姫路市認定リ推第 号)

姫路市 プラスチック製容器包装 指定袋 (家庭用・大)

플라스틱제 용기포장

塑料制容器包装

Plastic containers and packages

Recipientes e embalagens de plástico “Bao gói, Bình-hp đựng bãng nhựa”



注 意

- ※ この袋で事業系のごみは出せません。
- ※ 上のマークの入った容器包装を入れてください。
- ※ ペットボトルはこの袋で出さずに粗大ごみに出してください。
- ※ 食品残さが付着したような汚れたプラスチック製容器包装はこの袋で出さずに可燃ごみに出してください。
- ※ 決められた日に決められた場所に出してください。
- ※ この袋で可燃ごみやミックスペーパーは出せません。

取扱い上の注意

備考

- ・文字等の色は、藍色(DIC 18版255 又はこれに相当する色)とする。
- ・規定以外の表示を行う場合は、事前に市長と協議すること。

3 包装用外袋デザイン

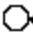

- (1) 姫路市可燃ごみ専用指定袋

取出口	形状・容量・枚数 の表示	
(姫路市認定)推第 号)		
<h1 style="margin: 0;">姫路市 可燃ごみ専用指定袋 (家庭用・※)</h1>		
가연 쓰레기	可燃垃圾	
Burnable Garbage		
Lixos queimáveis	Rác cháy được	
<h2 style="margin: 0;">注 意</h2>		
<p>※ この袋で事業系のごみは出せません。</p> <p>※ 可燃ごみ以外は、入れないでください。</p> <p>※ 生ごみは、水分をよく切ってから入れてください。</p> <p>※ 古紙類（新聞紙・ダンボール・雑誌類）はこの袋で出さずに集団回収又は粗大ごみに出してください。</p> <p>※ 決められた日に決められた場所に出してください。</p> <p>※ この袋で、プラスチック製容器包装やミックスペーパーは出せません。</p>		
取扱い上の注意	家庭用品品質表示法に基づく表示 原料樹脂 耐冷温度 寸法 枚数 表示者	

備考

- ・文字等の色は、紅色(DIC 18版194 又はこれに相当する色)とする。
- ・※には袋のサイズにより、大、中又は小の表示をすること。
- ・ごみ袋の形状(手提型若しくは平型)、容量、寸法及び包装枚数を右上に表示すること。
- ・プラスチック製容器包装の識別マークを表示すること。
- ・規定以外の表示を行う場合は、事前に市長と協議すること。
- ・取出口を外袋上部以外に設ける場合は、事前に市長と協議すること。

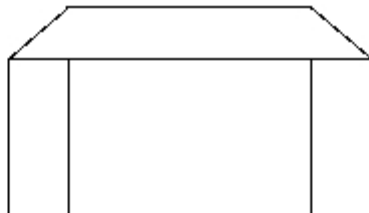
(2) 姫路市プラスチック製容器包装指定袋

 <p style="text-align: center;">取出口</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 形状・容量・枚数 の表示 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 視覚障害者識別用パンチ穴 </div> <p>(姫路市認定リ推第 号)</p>	
<h1 style="margin: 0;">姫路市</h1> <h2 style="margin: 0;">プラスチック製容器包装</h2> <h3 style="margin: 0;">指定袋 (家庭用・※)</h3>	
<p> 플라스틱제 용기포장 塑料制容器包装 Plastic containers and packages Recipientes e embalagens de plástico “Bao gói, Bình-hp đựng bằng nhựa” </p>	
	
<h3>注 意</h3>	
<p> ※ この袋で事業系のごみは出せません。 ※ 上のマークの入った容器包装を入れてください。 ※ ペットボトルはこの袋で出さずに粗大ごみに出してください。 ※ 食品残さが付着したような汚れたプラスチック製容器包装はこの袋で出さずに可燃ごみに出してください。 ※ 決められた日に決められた場所に出してください。 ※ この袋で可燃ごみやミックスペーパーは出せません。 </p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 取扱い上の注意 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 家庭用品品質表示法に基づく表示 原料樹脂 耐冷温度 寸法 枚数 表示者 </div>

備考

- ・文字等の色は、藍色(DIC 18版255 又はこれに相当する色)とする。
- ・※には袋のサイズにより、大、中又は小の表示をすること。
- ・ごみ袋の形状(手提型若しくは平型)、容量、寸法及び包装枚数を右上に表示すること。
- ・プラスチック製容器包装の識別マークを表示すること。
- ・規定以外の表示を行う場合は、事前に市長と協議すること。
- ・取出口を外袋上部以外に設ける場合は、事前に市長と協議すること。

4 姫路市ミックスペーパー推奨袋デザイン



(姫路市認定リ推第 号)



包装紙類



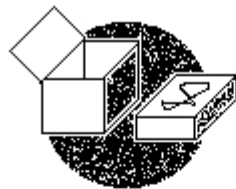
ハガキ類



台紙類



用紙類



空き箱類



識別マーク



チケット類



注 意

- ※ この袋で事業系のごみは出せません。
- ※ 上の識別マークのついた紙製容器包装とその他再生できる紙を入れてください。
- ※ 古紙類（新聞紙・ダンボール・雑誌類）はこの袋で出さずに集団回収又は粗大ごみに出してください。
- ※ 紙パック（500ml以上で内側が白いもの）はこの袋で出さずに粗大ごみに出してください。
- ※ 食品残さが付着したような汚れた紙製容器包装はこの袋で出さずに可燃ごみに出してください。
- ※ 決められた日に決められた場所に出してください。
- ※ この袋で可燃ごみやプラスチック製容器包装は出せません。

備考

- ・文字等の色は、緑色(DIC 18版172 又はこれに相当する色)とする。
- ・規定以外の表示を行う場合は、事前に市長と協議すること。